

とちぎの子ども育成憲章マスコットキャラクター「とちぎの元気な子ども育て隊!!」デザイン使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、とちぎの子ども育成憲章マスコットキャラクター「とちぎの元気な子ども育て隊!!」のデザイン（以下「デザイン」という。）を使用する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 デザインとは、「とちぎの元気な子ども育て隊!!」イラスト集（別紙）に掲載されている各図柄をいう。

(使用申請)

第3条 デザインを使用するときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ「デザイン使用承認申請書」（様式第1号）を次長兼県民協働推進課長に提出し、承認を受けなければならない。なお、次の各号のいずれかに該当する場合であっても、加工使用を行うときは、あらかじめ次長兼県民協働推進課長の承認を得なければならない。

- (1) 国及び地方公共団体が営利を目的とせずに使用する場合
 - (2) 報道機関が、報道又は広報の目的で使用する場合
 - (3) 学校教育法第1条に掲げる学校又は児童福祉法第39条に掲げる保育所、専修学校又は短期学校が、教育又は保育の目的で使用する場合
- 2 前項の規定にかかわらず、とちぎの元気な子ども育て隊!!宣言企業等募集要領（以下「募集要領」という。）第3条の規定により「とちぎの元気な子ども育て隊!!宣言」（以下「宣言」という。）に応募しようとするものは、募集要領の応募用紙（様式第1号）のデザイン使用承認申請書欄に必要事項を記載し応募した場合において、前項の提出があったものとみなす。

(承認)

第4条 次長兼県民協働推進課長は、前条の使用承認申請があった場合は、その内容を審査し、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、使用を承認するものとする。

- (1) 特定の個人、団体、企業、政治団体、宗教団体又は宗教を支援し、又はしているような誤解を与えるおそれのある場合
- (2) 不当な利益をあげるために使用されるおそれのある場合
- (3) 栃木県や「とちぎの元気な子ども育て隊!!」のイメージを損なうおそれのある場合
- (4) 第6条各号に掲げる事項に従わない場合

- (5) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
 - (6) その他承認することが不相当と次長兼県民協働推進課長が認めた場合
- 2 次長兼県民協働推進課長は、前項の承認（以下「使用承認」という。）をした場合はデザイン使用承認通知書（様式第2号）により、承認をしなかった場合はデザイン使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（デザインの使用料）

第5条 デザインの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第6条 使用承認を受けたもの（以下「デザイン使用者」という。）は、使用に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 色の変更、縦横比の変更その他の加工を行わないこと。ただし、第3条第1項の承認を受けたものを除く。
- (2) 次長兼県民協働推進課長が指示する条件に従うこと。
- (3) 「とちぎの子ども育成憲章マスコットキャラクター とちぎの元気な子ども育て隊!!」（「とちぎの元気な子ども育て隊!!」のロゴ入り図柄を使用する場合を除く。）を付記すること。ただし、デザインを使用する対象物（以下「使用対象物」という。）の美観又は機能を著しく損なう場合は、次長兼県民協働推進課長と協議の上、これを省略することができる。

（使用対象物の提出）

第7条 デザイン使用者は、使用対象物の完成後、その見本品を速やかに次長兼県民協働推進課長に提出しなければならない。ただし、提出が困難な場合は、その写真の提出をもって代えることができる。

- 2 前項の写真は、使用対象物の全体が写されているもの及びデザインの使用状況が分かるものの2種類を提出するものとする。
- 3 第1項の規定により提出された使用対象物又は写真は返却しない。

（承認内容の変更）

第8条 デザイン使用者が、使用承認を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめデザイン使用承認内容変更申請書（様式第4号）を次長兼県民協働推進課長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認をする場合は、第3条第1項及び第4条の規定を準用する。

（承認の取消し）

第9条 次長兼県民協働推進課長は、デザインの使用がこの要領及び承認した内容に違反していると認めるときは、使用承認を取り消すことができる。

- 2 前項の取消しは、デザイン使用承認（承認内容変更）取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。
- 3 第1項の規定により使用承認を取り消されたものは、承認の取消しのあった日以降、当該承認に係るデザインの使用をしてはならない。
- 4 第1項の規定により使用承認を取り消されたものに発生する経費（改修費用、使用対象物の作製費用等）は、当該使用承認を取り消されたものが負担するものとする。

（使用期間）

第10条 デザインの使用期間は、使用承認を受けた日から使用承認を受けた年度の翌年度の3月31日までとする。

- 2 使用期間の満了後、引き続き使用する場合は、次長兼県民協働推進課長にデザイン使用承認申請書（様式第1号）により更新申請を行い、使用承認を受けなければならない。更新後の使用期間は、最長2年間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、宣言の確認を受けたものは、使用承認を受けた日から宣言に係る活動を中止した日まで又は募集要領第11条の規定による宣言書の返還の求めがあった日まで使用することができる。

（使用の非独占性等）

第11条 この要領による使用承認は、デザイン使用者が使用するデザインを自己の商標や意匠とするなど、独占して利用する権利を付与するものではない。また、デザイン使用者又は使用対象物について、県が推奨を行うものではない。

（責任）

第12条 県は、使用承認を行ったことに起因してデザイン使用者に生じた損失等について、一切の責任を負わない。

- 2 デザイン使用者は、使用対象物の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、デザイン使用者自身が適切に処理する責任を負う。
- 3 デザイン使用者は、デザインの使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

（補則）

第13条 この要領に定めるもののほか、デザインの使用に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成29年8月23日から実施する。

この要領は、令和5年4月1日から実施する。